

後期高齢者医療制度の保険料率等のお知らせ

■令和5年度の保険料の計算方法について

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

<p>所得割額 (所得金額－基礎控除額※) ×所得割率 9.57%</p>	+	<p>被保険者均等割額 被保険者一人当たり 49,398円</p>	=	<p>保険料(年額) (限度額66万円) 100円未満切捨て</p>
--	---	--	---	---

※基礎控除額

合計所得金額2,400万円以下の場合、基礎控除額43万円

合計所得金額2,400万円超2,450万円以下の場合、基礎控除額29万円

合計所得金額2,450万円超2,500万円以下の場合、基礎控除額15万円

合計所得金額2,500万円超の場合、適用なし

■令和5年度の被保険者均等割額の軽減について

所得の低い方に対しては、被保険者均等割額の軽減措置を適用します。

◎令和5年度から国の基準に合わせて5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました。

7割軽減	改正なし	所得金額の合計(※1)が 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
5割軽減	令和4年度	所得金額の合計(※1)が 43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
	令和5年度	所得金額の合計(※1)が 43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
2割軽減	令和4年度	所得金額の合計(※1)が 43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
	令和5年度	所得金額の合計(※1)が 43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯

(※1)世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額)

(※2)給与所得者等とは、給与所得を有する者(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得を有する者(65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)をいいます。

問合せ先 愛知県後期高齢者医療広域連合管理課保険料グループ ☎955・1223
保険医療課 後期高齢者医療係 ☎444・3168 FAX443・3555